

戒詐僞

子松源八時達は、出雲の家士射藝の師也、老て山心と號す。爲人方正淳朴比類なし。○中略市店にいたり盃を買て、その大に心を懶ふを擇て、瑕なきやととふ、市人なしと答へたれば、頓て價を出し盃を懷にして彼所に往、盃を返して、何故に我を欺ぞといふ、市人過を謝し、值を返さんといふ時、源八懷にして彼所に往、盃を返して、何故に我を欺ぞといふ、市人過を謝し、值を返さんといふ時、源八我は欺を受ることを欲せず、故に盃を返す也、值を惜にはあらず、汝は値を欲する故に我を欺く也、いまわれ欺をうけざれば望足る、汝も亦値を得れば望たれり、是兩ながら望たれば、何ぞ値を返すをうけんやといひ捨てかへる。

〔信玄家法下〕一毎遍不可虛言事、神詔曰、雖非正直一旦之依怙、終蒙日月之憐、付武略之時者可依時宜歟、孫子曰、辟實而擊虛。

詔諛

詔諛ハヘツラフト云ヒオモネルト云ヒコブト云ヒ又追従トモ云フ利ノ爲ニ他ノ意ヲ迎ヘテ以テ強ヒテ其歡心ヲ得ントスルヲ謂フナリ。

〔新撰字鏡言〕譏字衍市偃ニ反、上不實言也、〔新撰字鏡言〕譏字衍市偃ニ反、上不實言也、

〔類聚名義抄人〕佞音薄ヘツラフ佞倭同言詔和音點不又阿佐牟久、〔類聚名義抄人〕佞音薄ヘツラフ佞倭同言詔和音點不又阿佐牟久、

〔伊呂波字類抄人事〕詔ヘツラフ諛テム諛俗歟、〔伊呂波字類抄人事〕詔ヘツラフ諛テム諛俗歟、

〔天疊字〕詔諛

〔下學集下〕詔諛

〔下學集下〕詔諛

二

詔諛

同

〔書言字考節用集八〕詔諛

言

詔諛

同

詔諛

同